

昭和48年11月5日 発行

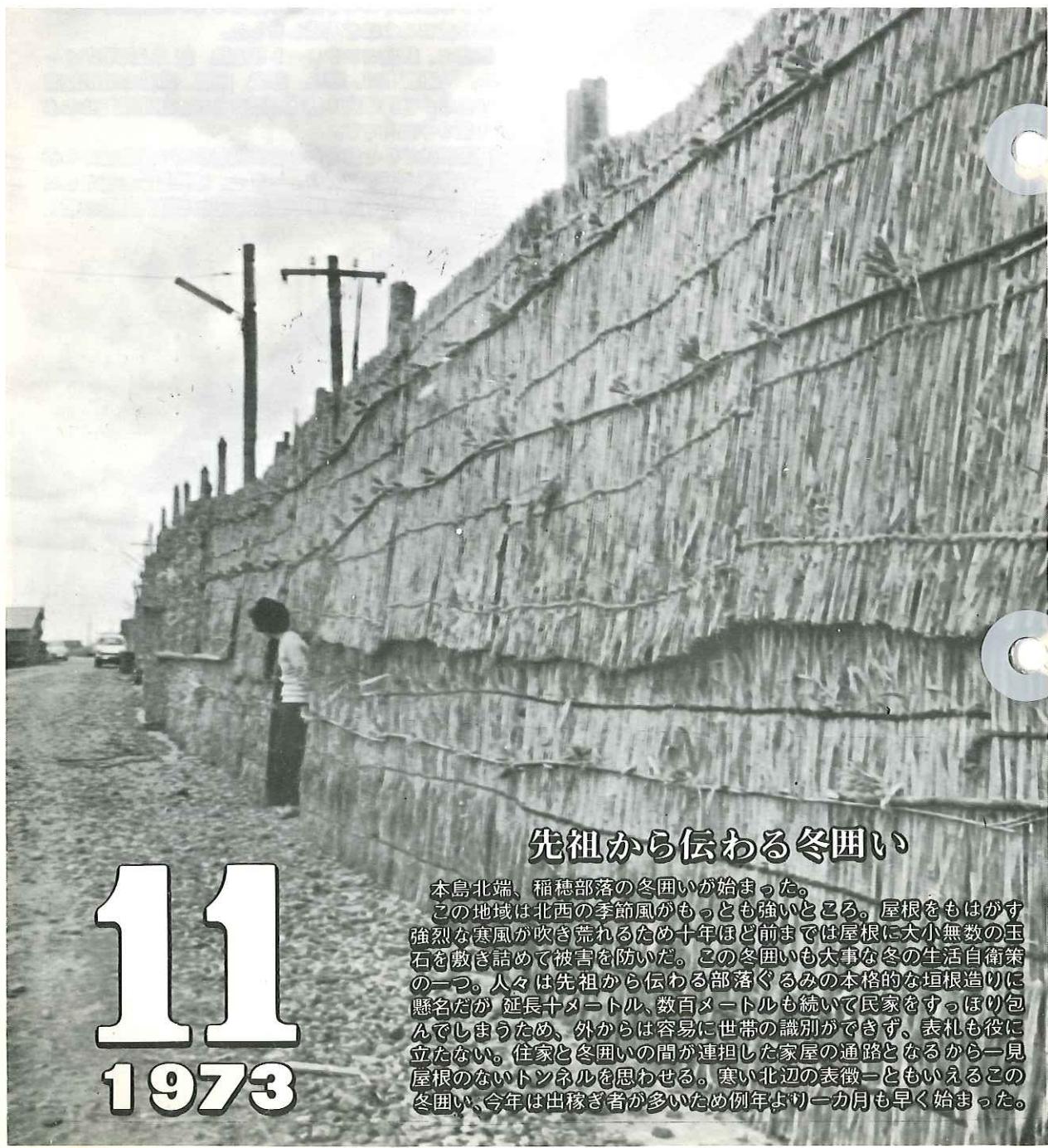


# おくしり

No.98

発行 奥尻町役場

印刷 函館ぼうに印刷



## 先祖から伝わる冬囲い

11  
1973

本島北端、稲穂部落の冬囲いが始まった。

この地域は北西の季節風がもっとも強いところ。屋根をもはがす強烈な寒風が吹き荒れるため十年ほど前までは屋根に大小無数の玉石を敷き詰めて被害を防いだ。この冬囲いも大事な冬の生活自衛策の一つ。人々は先祖から伝わる部落ぐるみの本格的な垣根造りに懸念だが、延長十メートル、数百メートルも続いで民家をすっぽり包んでしまうため、外からは容易に世帯の識別ができず、表札も役に立たない。住家と冬囲いの間が連担した家屋の通路となるから一見屋根のないトンネルを思わせる。寒い北辺の表徴ともいえるこの冬囲い、今年は出稼ぎ者が多いため例年より一ヶ月も早く始まった。

# 近代設備を整えた管内一の豪華を誇る

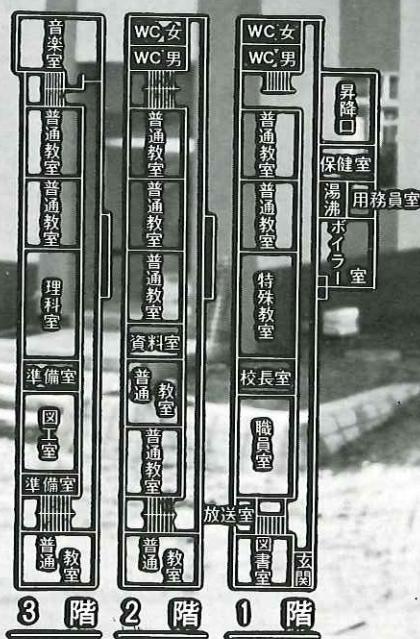
## 奥尻小学校統合校舎完成

### 管内一の豪華を誇る奥尻小学校

2ヶ年計画で昨年7月から着工していた奥尻小学校の統合校舎はこのほど完成しました。

校舎は、鉄筋コンクリート3階建、延 2,273平方メートル。普通教室11、理科、音楽、図工、図書の特別教室4つのほか特殊学級1教室が設けられる総事業費はおよそ1億3千万円です。

教室出火がひと目でわかる火灾表示板や給食室から各階に直接運ぶ給食ダムウェーダー、音響効果を生かした放送室、水洗トイレ、集中温風暖房など近代設置が整えられています。



## 老齢特別給付金が支給されます

明治三十九年四月  
一日以前に生まれた  
高齢の方で、老齢  
福祉年金や通算老齡  
年金を受けていない  
人は、四十九年一月  
から老齢特別給付金  
が支給されます。

支給される額は、月額四千円  
(年額四万八千円)です。なお、  
実際に給付金を手にするこのとおり  
は、四十九年五月六日以降  
で、一月から四月までの四か月分  
一万六千円が支給  
されます。また、  
給付金は七十歳に

## 高齢者のための

### 五年々金に加入を

受付は来年三月末まで

九月十八日国民年金法が改正され、未加入の高齢者の方にも拠出制の老齢年金が受けられるよう再び国民年金へ加入の途が開かれました。

これは、五年年金といわれているもので、過去(四十五年)にも高齢者ができるだけ年金を受けられるような特別措置がつくられたことがあります。その当時、制度の内容を知らなかつたり、なんらかの事情で加入できなかつたたがために、もう一度加入の機会を開き、老齢福祉年金より高い額の拠出制度老齢年金を支給しようと思つたのです。

一、加入対象者

明治三十九年四月二日(六十七歳)から同四十四年四月一日(六

三、保険料  
四十九年三月三十日までに役場  
町民課へ申し出てください。



なるまで年三回にわけて支給されることになつております。七十歳に達したあとは老齢福祉年金に切り替えられ、引き続き年金を受けることができます。

老齢特別給付金の請求手続きは役場に三月末日までに行なうようにしてください。

身体に重度の障害がある児童を養育しているいる養育者(母、祖父母)などであるとき。

## 児童扶養手当法および 特別児童扶養手当法が一部変りました

### ◎特別児童扶養手当法

児童扶養手当法および特別児童扶養手当法の一部が、昭和四十八年十月一日から改正されました。

改正された主な内容は次のとおりです。

#### ◎児童扶養手当法

1 国民年金と児童扶養手当が次の場合併給されることになりました。

(1) 国民年金法に基づく老令 福祉年金を受給している方

月九百円

老齢年金は年九万六千円で支給時期は保険料を五年間納め終つた翌月から支給されます。なお、

この年金額は物価が五パーセント以上アップしたときは自動的に引き上げられることになつています。

### 急請求してください。

### ◎児童扶養手当

児童(義務教育終了前)一人の場合は一か月六、五〇〇円、二人以上の場合は一人を除いた一人につき四〇〇円加算(昭和四十九年一月分の手当からは二人目は八〇〇円加算)三人目以上四〇〇円加算となります。

### ◎手当の額

#### 児童扶養手当

児童(義務教育終了前)一人の場合は一か月六、五〇〇円、二人以上の場合は一人を除いた一人につき四〇〇円加算(昭和四十九年一月分の手当からは二人目は八〇〇円加算)三人目以上四〇〇円加算となります。

児童(満二十歳)一人につき、特別児童扶養手当

六、五〇〇円

なお、この手当は請求した翌月から支給となりますので、該当すると思われる方は役場町民課に至

で、父母に養育されているない児童を養育しているとき。  
(2) 父のいない児童を養育している母または養育者で、国民年金法に基づく障害福祉年金を受給しているとき。  
父のいない精神または身体に重度の障害がある児童を養育しているいる養育者(母、祖父母)などであるとき。

# 電力株式会社へ移管を実現

## 一切、料金格差本土と同額に



式辞をのべる上埜組合長（奥尻町長）

本町の電源開発は、昭和二十六年から初まり、その開発においては、離島という特殊な条件のなかにあるため本土にみられない電気料金の割高など、組合員であるみなさまともども幾多の苦難をふまえながらも二十二年間という長い歳月を経ております。

全町民が長い間の念願でありました電気事業の北電移管の実現については、ことしの三月一日をもって施設の一部を除いて一応北海道電力株式会社に一切を引継ぎさせておりましたが、その移管式典が、さる十月二十一日十一時から奥尻中学校体育館で盛大にとりお

組合長（奥尻町長）の式辞につづいて、北海道知事、札幌通商産業局長、北海道電力株式会社取締役會長、地元町議會議長の祝辞が述べられたあと、本町の電源開発に長く貢献された方々に感謝状と記念品が贈られました。また祝宴には、アトラクションなども飛出しして盛大な催もくりひろげられました。

全町民が二十二年間という長い間念願の電気料金格差解消を図るために北電移管をここに終了したのであります。

本町の電源開発は、昭和二十六

年から初まり、その開発においては、離島という特殊な条件のなか

にあります。



祝宴を盛上げたアトラクション

電気事業移管式典



# 22年間の歳月を経て北海道 電気施設(5億5千万円).運営

日をもつて奥尻町電気事業全施設の移管を終了した次第であります。電気事業のあゆみ 奥尻島におけるこれまでの電気事業の歩みを顧りまして、離島という立地条件下の電気事業には幾多の困難性、さらには、それにも負げずに組合員のみなさまが一體となり、この大事業に対処し、完成までその原動力となつた不屈の努力などが数多く忍ばれて感無量であります。

昭和二十五年まで無電灯地域として生活を余儀なくされていた本島は、文化的な生活環境と産業振興促進のため、また住民の電気に対する熱意が止みがたく當時、島内

これらの状態を一刻も早く解消して地域住民の副利増進を図り、なかつ恩恵の均一化を強化増進し、都会に住む人々と同一に望むことは無理としても、出来得る限りその条件に近づけることを主眼とし、産業文化の振興、町民生活の向上などを推定したところ、相当数の電力需要量が必至であることが明白となり、昭和三十四年に長期展望に立った離島振興計画を樹立したのであります。

みなさまの念願がかなない、離島と北海道本土との間にあつた料金格差等が除外され、また将来において施設が老朽化し、または増強する場合などがあつても今後は、みなさまの負担によることもなく、すべて電力会社の負担において改修・増設等をしていだしたことになりました。

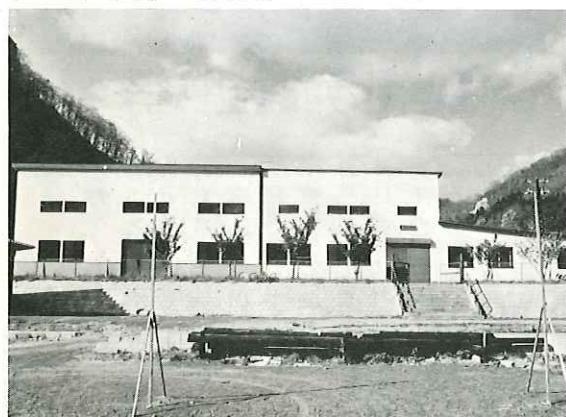
奥尻町有史以来の画期的な電気事業が、みなさまのご支援とご協力によつて奥尻内燃力発電施設、ホヤ石川水力発電施設、ならびに配電線施設と共にその管理運営の一切を本年三月一日をもつて北海道電力株式会社に移管したところであります。

三地区にそれぞれ地域ごとに需要者が資金を出資して、水力二ヵ所、火力二ヵ所の単独発電所をもつて電気消費生活協同組合が設立され昭和二十六年から電気事業が開始されたのであります。いづれも小規模のため地域によっては、電力の不足、あるいは採算上の問題などから、夜間送電のみに限定され、書面送電による産業開発振興上の電力利用に幾多の制約を受けたという状態が昭和三十四年度までの九年間継続されたのであります。

発電所建設に着手、あわせて電気利用漁業協同組合を設立し、既存の電気消費生活協同組合を吸収合併をおこない、現在までに至りましたのであります。

新たに電気利用漁業協同組合を促して十三年間の歳月には、建設工事の過程においても、災害の発生等、数々の困難をのりこえて、発電施設二千七十キロワットの建設を終了、この電気事業に要した総工費は、五億五千万円にものぼりました。

昭和四十八年十月二十一日



## 北電へ移管された本町の発電施設 (奥尻内燃力発電施設)



離島電氣施設、北電移管に  
あたつてのごあいさつ

依頼調査をおこなつたのであります  
ですが、その結果当時の工事費が三  
億円を要すること、さらには、奥  
尻海峡における地形、水深などか  
ら當時としては、ケーブルを敷設  
する布設設ががないということから  
この計画は不可能との結論に達し  
急きよ計画を変更し、本島内の水

島民の貴重な資産として、あまねく方面に活用され、末永く本町産業文化の向上に役立つことを念願いたしております。

ご利用いただきみなさまも自分達の利用する電気であるとの意識に徹されてこよなく愛していました。だくよう切にお願いいたします。

離島電気施設（五億五千万円）

二十二年間の歳月を経て北電

奥尻町のみなさんへ感謝をこめて  
今後のご支援をお願いします

例年いか漁が終りますと、青苗、稲穂地区のみなさんの中から短期社員（季節で働かれる方々をこのように呼んで正社員と同じ扱いをして勤めていただいています。そして数十名の方々に君津支店（千葉県）に行っています。ただ、冬は暖かい働きやすい場所で、みなさまの暖かい応援を頂き、おかげさ

社員は会社の家族と考え社宅や寮設備等福利厚生に力を入れる等社員の幸福を考える吉川工業に今後共暖かいご支援を賜るようお願ひいたします。

市

病気で函館において入院療養しておりました山崎ミツ（奥尻町字稲穂）さんが全快され、このほど全快祝として金一封を奥尻町社会福祉協議会に寄附され

町社協ではこの寄附金を福祉活動の一助に有意義に使用させていただきます。

# 忘れず納めましょう

11月は 町民税（11月30日）第4期  
保険税（11月25日）第6期 の納期です

❖自主納税で、明るいまちづくりを進めましょう

奥尻町のみなさんへ  
秋イカの盛漁期に入  
り、一日一日が活気あ  
ふれる忙しい毎日です。  
ございましょう。吉  
田川工業は全国に七支  
店を開設して生活に  
欠くことの出来ない  
鉄の生産の一翼を担  
つて、新日鉄と共に  
今日まで伸びて来ま  
した。

さる九月二十四日渡島沿岸を襲つた集中豪雨は、函館、亀田両市を含む二市、八町村に及びとくに知内町の小谷石地区では死者行方不明者を出し、部落が壊滅的被害でした。

町では早速全町に呼びかけ被災者に対し、見舞金の協力をお願いいたしましたが、十六万二千百八十円集まりましたので町より三万七千二十円拠出し、合

計二十万円を被災町村に贈呈いたしました。なおこの外青苗小学校の児童会より一万七千二百三十三円、奥尻小学校二年生の児童（匿名）より二千円それぞれ小谷石小学校にて指定見舞金が寄せられましたので送金いたしました。

全町の災害見舞にご協力いたしましたみなさまに厚くお礼申し上げます。

六月にみなさまのものを訪問いたしました。今まで鉄の生産もすこぶる順調に運び、関係者一同感謝しております。今年の冬等は他の会社の正社員と同じ職場で仕事をして、その専門的業務の優秀さに賞讃を受けたようですが、す。

た時も早や五年も行つているので、家業に精出していくも私は吉川工業の社員だと思っていると承り、涙が出る程うれしく思いました。今では支店の社員家族共々家族ぐら

例年イカ漁が終りますと、青苗、稲穂地区のみなさんの中から短期社員（季節労働者）を多く、いざれも元気一杯立派に勤務されています。

## 町民の生命と財産を火災から守る

## 消防施設の整備を充実

町では昭和四十八年  
度の消防施設整備事業

た。本町における消防施設の整備に

ついては、道路網の整備とあいま  
つて順次その整備充実されており  
ます。

みなさまの尊い生命、そしてまた財産を火災などから守るため、本町における消防力は、今後なお一層の機動力が發揮されることでしょう。(写真は消防署第三分団と)

第五分団に配置された小型動力ポンプ付積載車

ました。



写真は消防団第三分団と第五分団に配置された小型動力ポンプ付積載車。

## 農地等(田、畑、採草放牧地) 植林転用する場合は必らず

許可が必要です

農家のみなさん、農地を植林転用する場合は、農地法の許可を受ければ違法行為となり、仮に無許可で転用しても無効となります。

① 農地等の転用には政令があります。

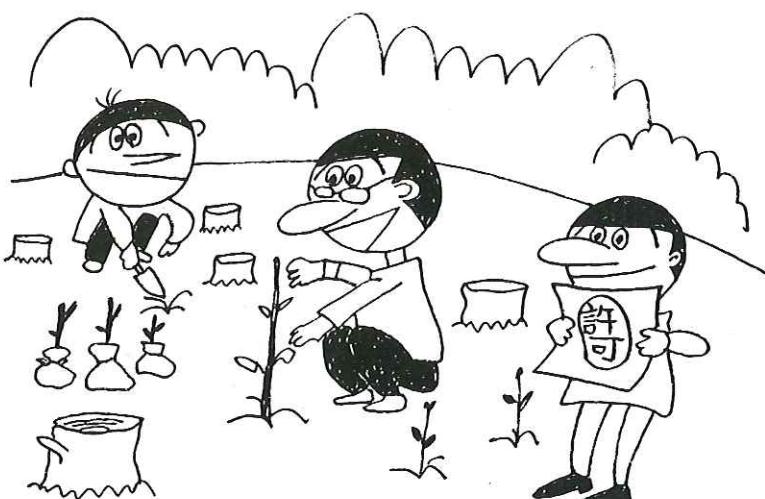
農地の所有権者または、その他の権利者がその農地について、植林転用する場合は、知事または農林大臣の許可(農地法第四条)を受けなければなりません。また第三者が農地、採草放牧地について植林転用するためには所有権を移転または、権利を設定する場合は知事または、農林大臣の許可(農地法第五条)を必要とします。

なお、開拓地については、農地法第七十三条の規定による農林大臣の許可を受けなければなりません。

② 違反転用者に対する処分

農地法第四条、第五条、第七十三条等の許可を受けてないで転用したり、許可の条件に違反したときは原状回復をさせられたり、許可を取り消されたりします。

③ 罰則も適用されます。



円以下の罰金に処せられます。  
農地等であるかどうかの判断または、申請手続きなどくわしいことは農業委員会TEL奥尻四一(代表)に相談して下さい。



## 統計功劳者に知事から感謝状

長い間統計調査員として、その

重要性を常に認識し、各種の統計調査に努力されている本町字米岡

佐野幸市さん(51歳農業)に十月十八日の「統計の日」に北海道知事が感謝状(十年勤続)と記念品が贈られました。

自動車をお持ちの  
みなさまにお知らせ

渡島支庁

◎ 割賦販売により自動車を買ったときは、買主が納税することになっています。納税通知書をお受けとりになったときは、納期内に納税くださるよう、ご協力をお願いします。

◎ 使用不能の自動車を放置していないまんか、廃車や、スクランプにする自動車があるときは、すみやかに陸運事務所にまつ消登録をしてください。この手続をしませんと、使用していくとも課税されることがあります。

◎ 個人の間で売買したとき、または販売会社などに下取りに出したときは、ただちに移転登録を陸運事務所にしてください。この手続をしないためあなたに税金がかかり迷惑をかけることがあります。

◎ 身体障害者の方には、課税免除の制度がありますので支庁または税務出張所に、ご相談ください。

## 個人事業税(第2期)

納期 11月30日です。納期内に完納しましょう。

桧山支庁 税務課

